

令和7年 第5回

甲斐市農業委員会議事録

令和7年5月28日

1 日 時 令和7年5月28日（水） 午後3時00分

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎新館2階 防災対策室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による届出の件

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請の件

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件

議案第18号 競売及び公売適格者証明願いの件

議案第19号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件

議案第20号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進  
計画作成要請の件

議案第21号 甲斐農業振興地域整備計画の変更の件

4 欠席委員 1番 中村委員、 15番 三井委員

5 議事録署名委員 12番 小澤委員、 13番 石川委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 佳浩

農業委員会事務局庶務係 三井 賢治

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

農業委員会事務局庶務係 田中 颯

農政課農政総務係長 長田 明久（議案第21号説明）

農政課農政総務係 清水 俊也（議案第21号説明）

7 閉 会： 午後4時30分

<p>【事務局】</p> <p>【議長】</p>	<p>開会前に連絡事項ですが、小宮山事務局長は本日別の会議出席で、そちらが終了次第本総会へ入室する予定ですのでご了承ください。          (会議の前、相互に挨拶(礼))          それでは、第5回農業委員会総会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願いします。</p> <p>(会長のあいさつ)</p> <p>田植え、代かきの時期で、皆さん疲れていらっしゃるかと思いますが、今日は案件も多いのでご協力をお願いいたします。          本日の出席委員は「17人」です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。</p>
<p>(日程第1 議事録署名委員の指名)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。          議事録署名人は、12番小澤委員と13番石川委員を指名致します。</p>
<p>(日程第2 会期の決定)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第2「会期の決定」を致します。          本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がありませんので、本日1日と決定します。</p>
<p>(日程第3 議事)</p> <p>(報告第12号)</p> <p>【議長】</p>	<p>それでは議事に移ります。          「報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」を上程致します。</p> <p>事務局に番号6番の説明を求めます。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>はい、議長          資料1ページをお願いします。          農地法施行令第3条第1項の規定により転用の届出がありました。          甲斐市農業委員会 事務専決規程 第3条により専決処分をしましたので報告します。</p> <p>番号6番 地図公図は1ページ、2ページになります。          中下条●●、面積2,176m<sup>2</sup>を●●の●●さんから長屋住宅建築のための転用の届出が出ています。</p>

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第13号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号20番から24番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料2ページをお願いします。

農地法施行令 第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。甲斐市農業委員会 事務専決規定 第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号 20 番 地図公図は3ページ、4ページになります。

西八幡●●、面積 30 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから。また、西八幡●●、面積 80 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから。また、西八幡●●、面積 405 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから、合計3筆、合計面積 515 m<sup>2</sup>を●●の●●さんに所有権移転により宅地分譲2区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 21 番 地図公図は5ページ、6ページになります。

中下条●●、面積 89 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから、●●の●●に、所有権移転により境内地の拡張のための転用の届出が出ています。隣接する境内地と一体で利用します。

続きまして

番号 22 番 地図公図は7ページ、8ページになります。

島上条●●、面積 143 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから、●●の●●さんに、所有権移転により住宅敷地拡張のための転用の届出が出ています。隣接する宅地と一体で利用します。

続きまして、

資料3ページをお願いします。

番号 23 番 地図公図は9ページ、10ページになります。

西八幡●●、面積 721 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから、●●の●●に所有権移転により、宅地分譲3区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして、

番号 24 番 地図公図は11ページ、12ページになります。

中下条●●外 1 筆、合計面積 272 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから、●●の●●さんに所有権移転による資材置場にするための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

(報告第 14 号)

【議長】

「報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に番号 12 番から 13 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 4 ページをお願いいたします。

農地法第18条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号 12 番、地図公図は13ページ、14ページになります。

宇津谷●●外 1 筆、合計面積 3,721 m<sup>2</sup>。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の亡き、●●さん、相続人代表者 ●●さんです。解約届出日は令和 7 年 4 月 17 日です。

令和 4 年 5 月 1 日から 5 年間、有償で利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

続きまして、

番号 13 番、地図公図は15ページ、16ページになります。

宇津谷●●、面積 1,006 m<sup>2</sup>。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の亡き●●さん、相続人代表者 ●●さんです。

令和5年3月1日から3年間、有償で利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

なお、いずれの土地も後継者がおりまして、公社を通じて現在手続き中です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

(議案第16号)

【議長】

「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号8番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料5ページをお願いします。

番号8番、地図公図は17ページから18ページになります。

竜王●●、面積 515 m<sup>2</sup>を●●の●●合から●●の●●さんに有償移転により経営拡大のための許可申請が提出されました。

申請地でブルーベリーの作付けを予定しています。所有機械については、耕運機、草刈り機、噴霧器です。

モニターの写真は北東側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

●番●●です。今月20日に譲受人の●●さん立会いのもと、正副会長、推進委員、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は●●さんが昨年 6月ブルーベリー栽培のために取得した竜王●●の南に接続する 1種農地です。調査時は●●の所有で長年背丈以上の草が繁茂する荒れた状態でした。譲受人はドラゴンパーク横の竜王●にもブルーベリー畑を所有し栽培実績があり、また昨年●●を取得時に除草・伐根・土壤改良植え付け等実績もあり信頼して許可できると判断さ

れ、ブルーベリー畑として一体利用することで耕作放棄地の解消に寄与します。

また現在は●●への進入路がなく西側の地権者から通行許可の同意を得て使用している状態ですが、●●を取得することで南側の道に接続することになり隣接地を通らなくてもすむようになります。

以上ご審議をお願いいたします。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求める。

【●●推進委員】 推進委員●●です。5月20日に会長、副会長、●●委員、市職員で現地調査を実施しました。

該当農地につきましては農業振興地域内の農用地で、一年ほど前に隣接地に今回と同様にブルーベリーの栽培で申請を行っており計画書通り作付けしてある状況でした。道路が該当地より低いため土砂防止対策をしていただくことで特に問題はないと考えています。よろしくご審議お願ひいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようです。

番号8番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号9番の説明を求める。

【事務局】 はい議長

資料は同じく5ページになります。

番号9番、地図公図は19ページ、20ページになります。

岩森●●外1筆、合計面積 648 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で柿の作付けを予定しています。所有機械についてはトラクター、草刈り機、ミニバックホウです。

モニターの写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です

事務局の説明は以上です。

【議長】	次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。
【●番 ●●委員】	<p>●番●●です。現地調査を5月20日に、会長、事務局共々で行いました。申請地は現在まだ植木や草が繁茂していまして隣接している今開墾している所と一体で柿の栽培地を拡大したいということでの申請です。</p> <p>今現在栽培は進んでいないのですが、原因として大きい石がたくさん出てきたり大きな木を伐採しないとならないため、その作業の最中ということでした。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
【議長】	次に ●●推進委員 に意見を求める。
【●●推進委員】	<p>推進委員の●●です。20日に現地調査を行いました。</p> <p>今現在は荒れ地ですがこれを譲受人は各種ミニバックホウ、トラクターを使用して伐根整地して柿を植え付けることになります。譲渡人は労働力不足、譲受人は経営地拡大ということで有償移転になります。付近には譲受人の土地もあり伐根整地されていますので問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>質問が無いようでございます。</p> <p>番号9番を許可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。</p>
	続きまして事務局に番号10番の説明を求めます。
【事務局】	<p>はい、議長</p> <p>資料は同じく5ページになります。</p> <p>番号10番、地図公図は21ページ、22ページになります。</p> <p>岩森●●、面積103m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。</p> <p>申請地で柿の作付けを予定しています。所有機械についてはトラクター、草刈り機、ミニバックホウです。</p> <p>モニターの写真は南側から撮影したものです。</p> <p>説明は以上です</p>
	事務局の説明は以上です。

【議長】	次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。
【●番 ●●委員】	はい、●番●●です。先ほどの案件の隣接地になります。●●さんが柿の経営地拡大ということで、こちらも合わせて耕作予定地ということです。ご審議お願いいたします。
【議長】	次に ●●推進委員に意見を求めます。
【●●推進委員】	はい、推進委員の●●です。9番の案件と同様で、付近には●●さん所有の土地がありその土地と一体化して柿の植え付けをするということです。所有機械も同じで、問題ないものと思います。
【議長】	これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
	質問がないようでございます。 番号10番を許可とすることにご異議ございませんか。
	(異議なしの声) 異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。
	続きまして事務局に 番号11番の説明を求めます。
【事務局】	はい議長 資料は6ページになります。 番号11番、地図公図は23ページ、24ページになります。 岩森●●、面積3.45m <sup>2</sup> を●●の●●さんから●●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。 隣接農地と一体利用を予定しています。所有機械については耕運機、トラクターを所有しています。 モニターの写真は西側から撮影したものです。 説明は以上です。
【議長】	事務局の説明は以上です。 次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。
【●番 ●●委員】	はい、●番●●です。この隣接地を●●さんが所有し、今回分筆するのにあたって分ける土地の境界線を真っすぐにしたいということで、次の番号12番の●●さんの所有地と交換するような形で取得

するということです。相互に隣接地で特に問題はないと思います。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます

【●●推進委員】 はい、●●です。この案件は番号 12 番と並行して説明した方がよいと思います。譲受人と譲渡し人の農地が入り組んだ形でそれぞれ所有する農地の一体化を図りたいということを目的とした相互間の無償移転になります。11 番の譲受人はトラクター耕運機等所有し野菜等栽培する農業従事者であり、12 番の申請農地と隣接する農地は譲受人とその実父が所有しており今後は実父との連携で耕作を計画しているということですので、なんら問題はないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 11 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 异議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 12 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料は同じく6ページをお願いします。

番号 12 番 地図公図は25ページ、26ページになります。

岩森●●、面積 19 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

両農地の境界を整え、農地利用の効率化を目的としています。

申請地で野菜の作付けを予定しています。

モニターの写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】 ●番●●です。11 番の案件の続きになりますが、経営地の形を整えるということで譲渡人から譲受人への移転となります。よろしくお願ひいたします。

【議長】 次に●●推進委員の意見ですが、先ほどの説明で済んだようですが。

【●●推進委員】 はい、先ほどの案件で説明したとおりですので、よろしくお願ひいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 12 番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

それでは次の議事に移ります。

(議案第 17 号)

【議長】 「議案第 17 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。事務局に番号7番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料7ページをお願いします。

番号7番、地図公図は27ページ、28ページになります。

竜王新町●●、面積 748 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから、●●の●●に賃貸借により、既存資材置場への通路とするための一時転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する区域で、集落接続がある第3種農地になります。

全体面積 748 m<sup>2</sup>のうち、202.45 m<sup>2</sup>を利用し、雨水は自然浸透。転用期間は、許可後3年間を予定。隣接耕作者の同意書、土地利用計画図、農地復元計画書等から問題ないと考えられます。

モニターの写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

●番●●です。会長はじめとする調査団で現地調査を行いました。申請地は●●線の登り始めの位置になります。既存の資材置き場に進入路がないので以前から申請地の所有者の許可を得て多少の出入りをしていたようですが、今回正式に通路として一時転用し碎石を敷設し大型の機械で搬入を行う予定だそうです。隣接者の同意書と農地復元計画書等の添付があることから問題ないと思います。ご審議をお願いいたします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。5月 20 日に先程のメンバーで現地調査を実施しました。該当農地は住宅等が連担する第3種農地で、該当地の奥にある資材置き場への通路として許可後 3 年間転用する申請となっています。農地の復元計画書も添付してあるため特に問題はないと考えております。よろしくご審議お願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 7 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 8 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料は同じく 7 ページをお願いします。

番号 8 番、地図公図は 29 ページ、30 ページになります。

下今井●●外 1 筆、合計面積 496 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから、●●の●●に所有権移転による、建築条件付売買予定地 1 区画とするための転用許可申請が提出されました。

申請地は 2 種農地で、汚水は合併浄化槽で処理し、北側道路側溝へ放流。雨水も同じく北側道路側溝へ放流する計画です。

隣接耕作者の同意書、土地利用計画図、土地選定理由書、排水承諾書等から問題ないと考えられます。

モニターの写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】	<p>事務局の説明は以上です。 次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。</p>
【●番 ●●委員】	<p>●番●●です。5月20日に正副会長、●●推進委員、事務局と現地調査をいたしました。 この土地は2種農地で土地の所有者が管理することができないということで、●●に譲渡しました。会社が●●番地南側にドッグランを設け、●●番地北側に住宅を建て雨水汚水は合併浄化槽で処理し北側側溝へ放流するとのことです。 よろしくご審議お願いいたします。</p>
【議長】	<p>次に ●●推進委員に意見を求めます。</p>
【●●推進委員】	<p>●●です。該当地は道路に面した傾斜地でして、地目は田となっていますが耕作はされておらず草が生い茂っている状態です。雨水汚水は北側の道路側溝に流すということです。傾斜がきついのでかなりの盛り土が必要になってくると思います。この土地の左右は畑もしくは田となっています。分譲形式ということではなくて建築条件付き売買予定地という形式だそうです。以上です。ご審議よろしくお願いいたします</p>
【議長】	<p>これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。</p>
	<p>質問が無いようでございます。 番号8番を許可相当とすることにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声) 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定いたします。</p>
(議案第18号)	
【議長】	<p>それでは次の議案に移ります。 「議案第18号 競・公売適格証明願いの件」を上程致します。 事務局に 番号1番 及び 2番の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長 資料8ページをお願いします。 地図公図は31ページ、32ページになります。 競売・公売の適格証明ですが、差し押さえ等で農地の競売・公売が行</p>

われるときは、競売で落札した後の農地法の申請内容を事前に適切かどうか審議し、適格証明を発行することになります。

後に甲府地方裁判所の競売により、今回の申請者どちらかが落札決定した場合は、再度、申請をしてもらい、通常の議案としての審議の手順になりますので、ご審議をお願いします。

申請地は下今井●●外 3 筆、合計面積 459 m<sup>2</sup>。住宅が連坦する3種農地です。

番号1番の申請人は、●●番地の建設業、●●です。

転用目的は建売住宅2区画で、建築面積は 104.10 m<sup>2</sup>、1棟あたり 52.05 m<sup>2</sup>です。

給水は北側上水道本管に接続済み。汚水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流、雨水については浸透枡で処理し、超過分は道路側溝へ放流する計画です。

資金証明書、土地利用計画図、宅建免許(写)等の添付書類から問題ないと思われます。

番号2番の申請人は、●●番地の不動産業、●●です。

転用目的は資材置場です。建設土木業の資材及び事業用車両の置場として使用します。

雨水処理については、自然浸透の計画です。資金証明書、土地利用計画図等の添付書類から問題ないと思われます。

なお、本申請地の周囲は住宅が立ち並んでおりますが、そのような土地に資材置場を置く事が適切かという点については、農地法上の要件にはない事項となりますので、その点は今回の判断の考慮要素にならないということを申し添えます。

モニターの写真は番号1、2番共通で、南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●番 ●●委員】

はい、●番●●です。5月20日同じメンバーで現地調査をいたしました。分譲地の一画で周囲は宅地が隣接している3種農地です。2社とも申請には問題ないかと思います。よろしくご審議お願いいたします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。甲府地裁で7月10日に競売入札があるということで、この2社の申請が適格かどうか証明願いたいというものです。最初の●●さんは建売住宅2区画という申請で、この土地は以前に建売物件として農業委員会に許可が出た物件だそうです。したがって給排水等諸条件に問題なしということです。建売住宅ですから周囲が住宅であり問題ないと思います。

●●さんは資材置き場に使いたいということです。典型的な住宅地の環境で少し馴染まないかなとの印象を持ちますが農業委員会的には関係ないということで、問題ないと思います。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号1番 及び 2番を適格相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を適格相当とすることに決定致します。

(議案第19号)

【議長】

次の議案に移ります。

「議案第19号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件」を上程致します。

事務局に 番号1番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料9ページ 10ページをお願いします。

番号1番、本案件の地図公図は34ページから42ページになります。

相続税納税猶予に関する適格証明は、申請の農地を相続後も引き続き営農していく見込みがあるかどうかを農業委員会で判断し、証明書を発行するものです。

申請者は●●さん。申請地は篠原●●外 20筆、合計面積 15,130.95m<sup>2</sup>となります。

所有する農業機械は、田についてはトラクター、田植機、乾燥機、畑については動噴、管理機です。

相続開始時期は令和6年10月1日です。相続開始以降も営農を続けており、水稻及び野菜を作っている状況です。消毒作業は動噴を使用し

ています。申請者は、会社員との兼業ではありますが、今後も引き続き農業経営を続けていく計画です。

モニターの写真ですが、筆数が多いため、8枚に分けて表示します。

・最初に篠原●●番、●●番、●●番の写真ですが、東側から撮影したものです。

・次の写真は、竜王●●番、●●番、●●番を北西側から撮影したのです。

・続いての写真は、竜王●●番と●●番を北西側から撮影したもので

す。

・次の画像は、竜王字●●番、●●番、●●番、●●番を南側から撮影したものです。

・続いての画像は、竜王●●番、●●番を西側から撮影したものです。

・続いては、竜王●●番、●●番、●●番、●●番、●●番、●●番を南西側から撮影したものです。

続いてもう1枚、同じ該当地を北側から撮影した画像を表示します。

・最後の写真は、竜王●●番を北側から撮影したものです。

説明は以上です。

#### 【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、担当農業委員を代表して●番●●委員にお願い致します。

#### 【●番 ●●委員】

はい、●番●●です。会長、副会長、●●推進委員、事務局、および調査地の一部篠原地区の農地については●●推進委員と合同で調査を行いました。遺産分割協議により取得した相続地の一連の調査であり、竜王地区の割合が多いため篠原地区も併せて代表で発表することになりましたのでよろしくお願いいたします。

申請地は全て市街化調整区域内にあり、調査時は篠原●●の3筆を含む約74アールの4か所の水田はいずれも稲作の代かきに備え綺麗に耕運されている状態でした。今日ここに来る際に水田を通ってきたのすけれど、今は代かきが終わって苗が持ち込まれている状態でした。また8筆77アールを超える畑は桃と柿の栽培が行なわれ剪定や枝誘引がされ草も適切に管理されている状態でした。

現在は兼業農家ですが、トラクター・コンバイン・米専用乾燥機・動噴・草刈り機など所有しており広い農地でも問題ない装備です。また父親と一緒に農作業を行っていたことから農業の知識があり今後も継続して営農していく意思があるため適格者として問題ないと判断します。

以上よろしくお願ひいたします。

【議長】 次に担当推進委員を代表して●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 推進委員の●●です。5月20日に先程のメンバーと、篠原地区につきましては●●推進委員を加え現地調査を実施しました。

納税猶予に関する適格者証明の事案ですが、該当地の篠原・竜王・竜王新町の21筆、合計面積が15,130.95m<sup>2</sup>で広大な面積ですが、コメの作付け予定地は綺麗に耕運され、桃・柿畑につきましては維持管理等が適正に行なわれている状況から、現時点において適格者であると認めることに問題はないと考えております。なお納税免除を受けるには20年間の営農が必要で、猶予期間中は国税局からも現地調査等が実施されると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。  
はいどうぞ。

【●番●●委員】 ●番●●です。今迄こういう事例はあまり議題として上がって来なかつたと思うのですが、相続税の納税猶予ということで適格者になってから20年間営農しなければならないという話が今推進委員の方から出たのですけれど、適格者になった場合どういう流れになるのかというところを、事務局に教えていただければありがたいのですが。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 ●●推進委員がおっしゃった20年についてですが、納税猶予の適格者証明をもって納税猶予を受けた段階で相続税を今すぐ納めなくてはならないという状態ではなくなっています。納税が猶予される状態です。その後20年間営農を継続した場合には、市街化農地については納税が猶予ではなく免除されるという形になります。

以前は全ての農地について20年間継続すれば納税が猶予される形だったのですが、何年か前に制度が変わりまして今は市街化区域のみについて20年継続した場合について免除されるという内容になっています。市街化調整区域については終身その方がもっている間は営農を継続する必要があり、猶予のみであり、免除ということではなくなりました。

今回については20年耕作したとしても免除はないということになり、今の相続人の方が亡くなるまで耕作した場合に今回引き継いだことによる相続税については免除される形になると思います。以上です。

【議長】	よろしいですか。ほか質問ありますか。はいどうぞ。
【●番 ●●委員】	<p>個人的なことで申し訳ないですが、私も 19 年前に納税猶予を経験しまして、3 年毎に農業委員会に営農していることを提出していたのですが、うちの所は農振の所ですが、20 年たてば相続税の分は免除されるということでおろしいですか。</p>
【事務局】	<p>平成 10 何年頃のことかと思いますので、その頃であれば納税猶予の申請をいただいて適格証明をもって税務署に手続きしていただければ 20 年耕作を継続することで免除が確定して相続税を納税することはないはずです。</p> <p>今の制度だと場所によっては 20 年耕作をしても確定ということはなくなり生涯耕作し続けないと猶予を受けれないということもあるようすけれど、●●委員が行なった際にはそのようなことはないという制度だったということで間違いないかと思います。</p>
【議長】	<p>そのほか質問ありますか。</p> <p>質問が無いようでございます。</p> <p>番号1番を承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なしの声)</p> <p>異議が無いようですので、本案件を承認とすることに決定致します。</p>	
(議案第 20 号)	
【議長】	<p>それでは次の議事に移ります。</p> <p>「議案第 20 号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画作成要請の件」を上程致します。</p> <p>事務局に番号9番から11番の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長</p> <p>資料 11 ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定です。</p> <p>公益財団法人山梨県農業振興公社より、農用地利用集積等促進計画の作成要請案の送付がありましたので、その案について審議をお願いいたします。</p> <p>番号 9 番、地図公図は 43 ページ、44 ページになります。</p>

西八幡●●、面積 1,196 m<sup>2</sup>を●●●の●●が、●●年 6 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10a当たり、●●円です。

続きまして、

番号 10 番、地図公図は 45ページ、46ページになります。

西八幡●●外1筆、合計面積 1,996 m<sup>2</sup>を●●幡の●●さんが、●●●の●●に畠を 5 年 6 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10a当たり、●●円です。

続きまして、

番号 11 番、地図公図は 47ページ、48ページになります。

玉川●●外1筆、合計面積 3,492 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが、●●の●●さんに畠を 5 年 6 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10a当たり、●●円です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【議長】

ちなみに、先月から利用権設定についての制度が変わったという話だったと思います。事務局から改めてそのあたりの説明をいただきたい。

【事務局】

会長からお話をありましたので、補足をさせていただきます。

3月の全員協議会でも説明させていただきましたが、先月から利用権設定についての制度が変わっています。今まで農地の貸借、利用権設定する際は当事者間で農地の貸し借りをしますという集積計画案を作り、それを市の農政部局に提出し、その計画案を農業委員会で審議して承認するか判断し、これを受けて市が計画を策定し告示を行うと農地法の例外として農地の貸し借りができるという制度でした。

この市が計画を策定し告示をして農地の貸し借りをする制度が令和7年3月になくなり、現在は農地法の3条に基づいて貸し借りする場合か、間に中間管理機構をはさんで農地の貸し借りをする方法のいずれかになっていきます。

いままでは農政が受け付け作成した農地の貸し借りの計画がいいか悪いか農業委員会で審議していたのですが、その計画を作るのが市ではなくて中間管理機構、農業振興公社が貸し借りの計画を作ることになりました。

農地の貸し手借り手がこういう貸し借りをしたいという相談が中間管理機構に行きまして、中間管理機構にこういう貸し借りの話が来ているが中間管理機構としてこの貸し借りの計画を作るべきかの作成要請を農業委員会から上げていただけますかという依頼が来まして、この貸し借りの計画案通り農業委員会として計画の作成を中間管理機構に依頼するかどうかを、ここで審議いただくということです。

今回皆様にご審議いただくのは、この貸し借りが適切であるか判断していただくということになりますて、このような案を作ってくださいと中間管理機構に提出し、中間管理機構が最終的に計画を作ったうえで県知事の許可を得て農地の貸し借りをするという形が今の制度になっております。

先月から農地の貸し借りの方法、制度は変わっておりますが、審議する内容はあまり変化がないということで、ご承知いただければと思います。

【議長】 事務局の説明が終わりましたが、ほか何か質問ありますか。

質問がないようでございます。

番号9番から11番までの計画作成案について、作成要請を行うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、番号9番から11番までについて作成要請を行うことに決定致します。

(議案第21号)

【議長】 それでは次の議事に移ります。

「議案第21号 甲斐農業振興地域整備計画の変更の件」を上程いたします。事務局より説明をお願い致します。

【事務局】

農業振興地域整備計画につきまして、意見聴取の依頼がありました。農業振興地域の整備計画は農政課農政総務係で事務をおこなっておりますので、内容説明につきましては農政総務係職員の入室を認めていただき、担当職員より説明させて頂きたいと思いますのでお願いいたします。

【議長】 事務局から、担当職員による説明の申し出がありましたので、職員の入

室を認めます。

(農政総務係、入室着席)

【議長】 それでは、説明をお願い致します。

【農政総務係】

はい、議長。

農政課農政総務係長の長田です。こちらが、係員の清水です。

それでは、議案第21号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件の説明をさせていただきます。農業委員会の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。説明は担当の清水が行います。

担当の清水です。(座っての説明を謝辞)

最初に資料の確認をさせていただきます。資料については、事前に農業委員会の資料と一緒に送付させていただきました。農業振興地域制度の概要という冊子が一部、令和7年度甲斐農業振興地域整備計画の変更について「個別案件位置図」という別冊が一部、以上です。よろしいでしょうか。

本市において農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興を図るべく、農業振興地域整備計画を策定しております。

令和7年3月の農業委員会総会において、農振除外に係る農振計画の変更について御説明させていただきましたが、今回、3月の説明案件に含められていなかった個別の2案件の農振除外に係る計画変更について、農振法施行規則第3条の2第1項の規定により、農業委員会に意見を求めることが定められておりますので、農業委員会の貴重なお時間をいただいて、農振計画の変更について御説明をさせていただきたいというのが、本日の趣旨でございます。

それでは、資料に基づきご説明させていただきます。「農業振興地域制度の概要」と記載のある資料をご覧ください。

資料1ページ、農業振興地域制度の概要ですが、

1つめ、優良農地を確保するために農地法と農振法により農業振興を図る制度が設けられております。各県において基本方針を策定し農業振興地域が指定されます。これに基づいて各市町村は農振計画の策定を行っております。

2つめ、市が策定する農振計画においては、優良農地について農用地区域として定め、今後の農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を行っています。

3つめ、経済情勢、その他の土地利用動向の変動等により、やむを得ず

農地転用を伴う農振除外を行う場合には、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを基本とすることとなっております。

次に「農業振興地域整備計画の変更」についてです。

1つめ、市町村は、必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならないと、農振法で定められております。

2つめ、計画の変更のうち、農振除外をするために行う農用地区域の変更是、次の6つの要件の全てを満たした場合に限り、変更することができる、農振法に定められております。

農振除外の要件は6つあり、資料1ページ下段にあるとおりです。これらを満たすことで農振除外の見込みがあることになります。

続きまして、資料2ページをご覧ください。こちらは甲斐農業振興地域整備計画の変更概要書となります。

(1) 土地利用計画の総括表をご覧ください。①農用地区域面積ということで、表の今回変更前と書かれた欄の数字が、現在の甲斐市の農用地区域の面積となります。続きまして、今回変更後と書かれた欄をご覧ください。今回の変更に伴い、表の農用地の中にある地目田から約0.1ha、地目畑から約0.3ha が除外となり、農用地面積と農用地区域面積が約0.4 ha 減少することになります。

資料の下段、農振除外の用途別の案件の内訳といたしましては、住宅用地で2件の除外となります。

続きまして、資料の3ページは、それぞれの個別案件の一覧表となります。また、別冊の「位置図」については、個別案件の位置図となっており、詳細な位置、形状、地番を掲載させていただいております。

続きまして、この2案件が令和7年3月総会の説明案件に含まれなかつた理由についてご説明いたします。3ページの一覧表をご覧ください。

整理番号1の建売住宅については、3月の総会前に当初申し出のあった内容から計画変更があり、内容を精査するため3月の総会での説明を見送りました。

次に、整理番号2の個人住宅については、令和7年3月時点では、満たしていない農振除外要件がありましたが、4月に要件を満たしたため、今回の総会において説明するものとなります。

それぞれの個別案件について、別冊と書かれた資料により説明させて

いただきます。

2ページをご覧ください。整理番号1番、下今井●●外7筆で、建売住宅14区画の計画であり、除外後の農地種別は2種及び3種農地です。いちやまマート双葉店の南側に面しており、除外面積は3,486 m<sup>2</sup>となります。

続きまして、3ページをご覧ください。整理番号2番、宇津谷●●で、個人住宅建築の計画であり、除外後の農地種別は3種農地です。双葉農の駅の西1kmに位置し、除外面積は464 m<sup>2</sup>となります。

説明は、以上となります。

御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

【議長】 担当からの説明は以上です。

これより質疑に入ります。何か質疑等ございますか。

質問がないようでございます。

本案件を同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を同意することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後4時30分閉会